

監査公表第5号
令和7年2月19日

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 島津 幸男

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

- 1 監査の対象
文化スポーツ観光部
文化振興課（鶴いこいの里を含む。）、スポーツ振興課、観光振興課及び動物園
- 2 監査の範囲
令和6年4月（一部令和5年4月）から8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務
- 3 監査の実施期間
令和6年10月24日（木）から令和7年2月7日（金）まで
- 4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

文化振興課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託契約について、契約締結以前に業務に着手されているものがあった。
	措置状況	今後は適正な時期に契約を締結し、適正な契約事務を行います。
イ	指摘事項	業務委託契約について、発注時の状況把握及び業務内容変更時の変更設計において適正な事務が実施されていないものがあった。
	措置状況	今後は発注時の状況把握を徹底し、業務内容変更時に適正な変更設計を行います。

観光振興課

(1) 指定管理事務

ア	指摘事項	指定管理施設に関する保険加入について、保険加入義務の履行状況や加入内容を把握していないものがあつた。
	措置状況	保険証書の提出を受け加入内容等の確認を行いました。今後は、適切な事務処理を徹底いたします。

動物園

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正な免除手続きを徹底いたします。